

地方税法施行令等の一部を改正する政令要綱

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、不動産取得税、固定資産税等に係る課税の特例に関する細目を定めるとともに、地方消費税率引上げの施行日の変更に対応した所要の規定の整備を行う等の必要があるからである。

第一 地方税法施行令に関する事項

一 道府県民税及び市町村民税

1 国債の利子のうち国において直接支払われるものに係る道府県民税の利子割の特別徴収等について、所要の措置を講ずること。（第七条の四の二関係）

2 道府県民税及び市町村民税の所得割の納税義務者が非居住者であった期間を有する場合における外国税額控除の控除限度額の計算方法等について、所要の措置を講ずること。（第七条の十九、第四十条の九の二関係）

3 非居住者の内部取引に係る課税の特例について、租税条約に基づく申立てが行われた場合における市町村民税の所得割の徴収猶予の申請手続等について定めること。（第四十八条の九の十八関係）

4 未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置について、未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算方法等を定めること。（附則第十八条の六の三関係）

5 予定申告法人に係る法人住民税均等割の税率適用区分の基準である資本金等の額及び資本金と資本準備金の合算額について、算定の基準日を定めること。（第六条の二十四、第八条の五、第四十五条の四、第四十八条の二関係）

6 欠損金の繰越控除制度等に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずること。（第八条の十五、第八条の十六、第八条の十八、第八条の十九、第八条の二十一、第八条の二十二、第八条の二十四、第九条関係）

二 事業税

1 この法律の施行地に主たる事務所又は事業所を有しない個人の恒久的施設について、細目を定めること。（第十条関係）

2 欠損金の繰越控除制度等に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずること。（第二十条の三、第二十一条関係）

3 この法律の施行地に主たる事務所又は事業所を有しない個人の内部取引に係る課税の特例について、租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の事業税の徴収猶予の申請手続等について定めること。（第三十五条の四の二関係）

4 付加価値割の課税標準である付加価値額から、一定の要件を満たす場合に、雇用者給与等支給増加額に雇用安定控除との調整等所要の措置を講じた金額を控除する課税標準の特例措置について、非課税事業等を行う法人に係る算定の細目を定めること。（附則第六条の二関係）

5 一般送配電事業者が特定実用発電用原子炉設置者が積み立てる金銭に相当する金額を当該特定実用発電用原子炉設置者に交付する場合における当該一般送配電事業者の各事業年度の収入金額から控除する収入金額を、当該一般送配電事業者が当該特定実用発電用原子炉設置者が使用済燃料再処理等既発電費として積み立てる金銭として当該特定実用発電用原子炉設置者に対して交付すべき金額に相当する収入金額とすること。（附則第六条の二関係）

三 地方消費税

地方消費税の清算について、人口で按分する小売年間販売額の総額及びサービス業対個人事業収入額

の総額の合算額（以下「総額の合算額」という。）の割合を十五分の三（現行六分の一）とし、従業者数で按分する総額の合算額の割合を十五分の二（現行六分の一）とすること。（第三十五条の二十関係）

四 不動産取得税

1 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所が一定の業務の用に供する不動産に係る非課税措置について、その対象となる不動産の細目を定めること。（第三十七条の九の十二関係）

2 耐震基準適合既存住宅に係る課税標準の特例措置について、その対象となる既存住宅に係る耐震基準適合要件のうち築年数に係る要件を削除すること。（第三十七条の十八関係）

3 社会福祉法人等が直接生活困窮者自立支援法に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（社会福祉事業として行われるものに限る。）の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置について、その対象となる者の細目を定めること。（第三十九条の二の三関係）

4 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置について、その対象から沖縄振興開発金融公庫から一定の資金の貸付けを受けて取得する施設を除外すること。（附則第七条関係）

5 宅地建物取引業者が、改修工事対象住宅の取得後二年以内に、一定の改修工事を行った後、当該住宅を個人に対し譲渡し、当該個人がその者の居住の用に供した場合の当該宅地建物取引業者による当該住宅の取得に係る税額の減額措置について、その対象となる住宅について行う改修工事の細目及び対象となる住宅の細目を定めること。（附則第九条の三関係）

五 軽油引取税

1 次に掲げる軽油の引取りについて、課税免除の特例措置の対象から除外すること。（附則第十条の二の二関係）

(一) 警察の用に供する電気通信設備を設置し、及び管理する者が当該設備の電源の用途に供する軽油の引取り

(二) 消防庁及び地方公共団体が消防事務の用に供する電気通信設備の電源の用途に供する軽油の引取り

2 自衛隊が通信の用に供する機械、自動車その他これらに類するものの電源又は動力源に供する軽油の引取りに係る軽油引取税の課税免除の特例措置について、その対象となる機械等の細目を定めるところ。（附則第十条の二の二関係）

3 課税免除の特例措置に係る軽油の引取りを行おうとする者であることを証する書面の有効期間は、道府県知事が定める期間を経過する日が平成三十年三月三十一日以後に到来する場合には、同日とする。 (附則第十条の二の二関係)

4 船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、物品又は役務の相互提供に関する条約その他の国際約束で一定のものに基づき、当該引取りに係る軽油を当該締約国の船舶の動力源に供するため譲渡する場合における軽油引取税の課税免除の特例措置について、その対象となる条約その他の国際約束の細目を定めること。 (附則第十条の二の二関係)

六 固定資産税及び都市計画税

1 社会福祉法人等が直接生活困窮者自立支援法に規定する認定生活困窮者就労訓練事業 (社会福祉事業として行われるものに限る。) の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる者の細目を定めること。 (第五十二条十の十一関係)

2 国立研究開発法人日本医療研究開発機構が一定の業務の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる償却資産の細目を定めること。 (第五十二条十の十一関係)

係)

3 倉庫業者が新設又は増設した流通機能の高度化に寄与する一定の倉庫等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる一般倉庫の規模の要件を三千平方メートル以上（現行千五百平方メートル以上）（多階建てについては六千平方メートル以上（現行三千平方メートル以上））とし、冷蔵倉庫の規模の要件を六千立方メートル以上（現行三千立方メートル以上）とすること。（附則第十一条関係）

4 電気自動車に水素を充填するための設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車に可燃性天然ガスを充填するための設備の取得価額の要件を四千万円以上（現行二千万円以上）とすること。（附則第十一条関係）

5 津波防災地域づくりに関する法律の推進計画に基づき新たに取得等された津波対策の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる護岸の要件を改良されたものについては当該改良によって高さを増したものとすること。（附則第十一条関係）

6 南海トラフ地震防災対策推進地域等において、港湾法の規定による国の貸付けに係る資金の貸付け

を受けて改良された一定の特別特定技術基準対象施設の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる資産の細目を定めること。（附則第十一条関係）

七 事業所税

社会福祉法に規定する社会福祉事業の用に供する施設に対する非課税措置について、その対象に認定生活困窮者就労訓練事業の用に供する施設を追加すること。（第五十六条の二十六の五関係）

八 国民健康保険税

1 基礎課税額に係る課税限度額を五十二万円（現行五十一万円）に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を十七万円（現行十六万円）に、介護納付金課税額に係る課税限度額を十六万円（現行十四万円）に引き上げること。（第五十六条の八十八の二関係）

2 国民健康保険税の減額の基準について、五割（四割・三割）減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を二十六万円（現行二十四万五千元）に、二割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を四十七万円（現行四十五万円）に引き上げること。（第

五十六条の八十九関係）

九 その他

換価の猶予をする金額の限度額を定めること。（第六条の九の三関係）

第二 地方税法施行令の一部を改正する政令に関する事項

地方消費税の税率の七十八分の二十二（消費税率換算二・二パーセント）への引上げの施行期日が平成二十九年四月一日とされること等に伴い、地方消費税の徴収取扱費に関する経過措置等を定めた地方税法施行令の一部を改正する政令の施行期日を改正する等の規定の整備を図ること。（附則第一条から第八条、

第十条、第十一条関係）

第三 その他

1 その他所要の規定の整備を行うこと。

2 前記第一の九の改正は平成二十八年四月一日から、第一の一の四の改正は平成二十九年一月一日から、

第一の一の六及び第一の二の二の改正は平成二十九年四月一日から、第一の一の二及び三並びに第一の

二の1及び3の改正は平成三十年一月一日から、第一の二の5の改正は電気事業法等の一部を改正する

法律の施行の日から、その他の改正は平成二十七年四月一日から施行すること。